

ずっとずっといい笑顔

# お年寄りの暮らしを支える

## 福祉サービス



市では、介護予防やひとり暮らしのお年寄りの生活を支えるために、高齢者に対するさまざまなサービスを提供しています。お年寄りの状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

\*高齢者＝市内に住む65歳以上の人です。

### 生活支援事業

#### 生きがい活動支援通所事業

要介護認定において非該当と

認定された高齢者がデイ・サービスセンターで日常動作訓練や健康チェック、入浴、食事をして、要介護状態への進行を予防します。

費用／1日 500円（または300円）+食費

地域ふれあい交流事業  
ひとり暮らしの高齢者などが地域ごとに集まって、趣味や健

康講座を行い、食事をしながら地域住民と世代間の交流を図ります。また、仲間づくりを行うことで、閉じこもりを防ぎます。

費用／無料

軽度生活支援事業（ホームヘルパー派遣）  
要介護認定において、非該当と認定された高齢者だけの世帯が自立した生活を続けられるよう、軽度の日常生活の援助（調理や掃除など）を行うサービスです。

成事業  
市民税非課税世帯の高齢者が、白内障手術後に補助眼鏡などを作った場合に、費用の一部を助成します。

助成額／1回 (年間12枚) 1,000円

老人性白内障補助眼鏡等費用助

成事業  
要介護認定を受けている高齢者に、短期間の宿泊による日常生活の指導、支援を行い、要

#### 【費用】

◇1時間未満＝180円または230円

◇1時間以上1時間30分未満＝230円または290円

#### 緊急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者などに、日常生活の不安解消と緊急時の連絡のため、緊急通報機能の付いた多機能電話とペンダントを貸し出します。

費用／所得の状況で一部負担あり

はり・きゅう・マツサージなど

70歳以上の高齢者に、はり・

きゅう・マッサージまたは指圧費用の一部を助成します（市に登録された業者を利用した場合のみ）。

助成額／1回 1,000円

給付枚数／年間360～700枚（所得状況、介護度で枚数が変わります）

訪問介護利用者負担額助成事業  
要介護認定を受けた訪問介

護サービスを利用している低所得者に、利用者負担額の一部を助成します。

助成額／利用者負担額の2割

助成額／20,000円（一对）  
外出支援サービス事業  
一般的の交通機関やタクシーなどの利用が困難な高齢者、または身体障害者で下肢の不自由な40歳以上の人人が医療機関などの送迎に利用できます。

要介護認定を受けていない高齢者が、暮らしやすい住宅に改

修するため、費用の一部を助成します。  
要介護認定を受けない高齢者が、暮らしやすい住宅に改修するため、費用の一部を助成します。

費用／事業費の1割を負担

住宅改修費助成事業  
要介護認定を受けない高齢者が、暮らしやすい住宅に改修するため、費用の一部を助成します。

費用／片道100円または300円

支給額／月額10,650円

助成額／改修費の2分の1（限度額180,000円）

配食サービス事業  
ひとり暮らしなどで調理が困難な高齢者に、バランスの取れた食事を届け、併せて安否の確認を行います。

費用／1食 300円（昼食）  
た場合は除きます。

紙おむつ給付事業  
自宅で暮らす高齢者のうち、寝たきりや認知症などで常時失禁状態にある人に、紙おむつを

費用／1食 300円（昼食）  
た場合は除きます。

給付枚数／年間360～700枚（所得状況、介護度で枚数が

変わります）

訪問介護利用者負担額助成事業  
要介護認定を受けた訪問介

護サービスを利用している低所得者に、利用者負担額の一部を助成します。

助成額／利用者負担額の2割

介護状態への進行を予防します（6か月で14日以内）。

費用／事業費の1割を負担

住宅改修費助成事業  
要介護認定を受けない高齢者が、暮らしやすい住宅に改修するため、費用の一部を助成します。

費用／事業費の1割を負担

住宅改修費助成事業  
要介護認定を受けない高齢者が、暮らしやすい住宅に改修するため、費用の一部を助成します。